

(様式6)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

資料番号	10-1	担当課	環境・ゼロカーボン推進		
法令名	大気汚染防止法	根拠条項	17-3	不利益処分の種類	事故時の措置命令
大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）					
（事故時の措置）					
第十七条 ばい煙発生施設を設置している者又は物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（以下「特定物質」という。）を発生する施設（ばい煙発生施設を除く。以下「特定施設」という。）を工場若しくは事業場に設置している者は、ばい煙発生施設又は特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。					
2 前項の場合においては、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二十三条第一項の規定による通報をした場合は、この限りでない。					
3 都道府県知事は、第一項に規定する事故が発生した場合において、当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、その事故に係る同項に規定する者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。					
大気汚染防止法施行令（昭和四十三年十一月三十日政令第三百二十九号）					
（特定物質）					
第十条 法第十七条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。					
一 アンモニア					
二 弗化水素					
三 シアン化水素					
四 一酸化炭素					
五 ホルムアルデヒド					

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

法令名	根拠条項	資料番号	10-1	担当課	環境・ゼロカーボン推進
大気汚染防止法	17-3	不利益処分の種類	事故時の措置命令		
六 メタノール					
七 硫化水素					
八 燐化水素					
九 塩化水素					
十 二酸化窒素					
十一 アクロレイン					
十二 二酸化硫黄					
十三 塩素					
十四 二硫化炭素					
十五 ベンゼン					
十六 ピリジン					
十七 フェノール					
十八 硫酸（三酸化硫黄を含む。）					
十九 弗化珪素					
二十 ホスゲン					
二十一 二酸化セレン					
二十二 クロルスルホン酸					
二十三 黄燐					
二十四 三塩化燐					
二十五 臭素					
二十六 ニッケルカルボニル					
二十七 五塩化燐					
二十八 メルカプタン					